

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年二月二十五日奈良県指令建第一〇二―一五三号

令和元年十二月六日奈良県指令建第一〇二―一五三一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月十三日建第九五五一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十二月十三日建第五五六四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡河合町池部一丁目二〇九番一の一部、二〇九番二、二二一番三の一部、二二一番四及び二二一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市八木町一丁目七番三号

株式会社近畿アビリティー 代表取締役 金城宏治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡河合町池部一丁目二〇九番一、二〇九番二、二二一番三、二二一番

四及び二二一番五の各一部

下水道 北葛城郡河合町池部一丁目二〇九番一、二〇九番二、二二一番三、二二一番四及び二二一番五の各一部

一 許可番号

令和元年九月十三日奈良県指令建第一〇四―六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月十三日建第九五五二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十二月十三日建第五五六五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

四 大和高田市大字田井一二四番一の一部、一二四番二の一部及び一二四番四  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字田井一二四番二の一部及び一二四番四